

## 渋谷支部臨時総会等実施方針

この度、令和5年4月26日に開催がなされた、令和5年度渋谷支部「全日第41回定時総会」、「保証選挙会」、「T R A第8回定時総会」及び「日政連年次大会」の決議事項において有効性に疑義が生じたことを理由として、渋谷支部臨時総会を開催する旨が東京都本部理事会にて決議がなされました。

あわせて、当該東京都本部理事会において、渋谷支部臨時総会等の実施方針を定めましたので、本方針をお示しします。

なお、本方針は全日を主体として示しておりますが、保証・T R A・日政連についても本方針に準ずることといたします。

### 1. 総会の種類は、臨時総会とする。

<支部運営細則>

(開催)

第7条 支部総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後45日以内に1回開催する。

3 臨時総会は、当本部理事会が必要と認めた場合に開催する。

### 2. 招集者は、本部長名で招集する。

<支部組織運営細則>

(招集)

第8条 支部総会は、当本部理事会の決議に基づき、本部長又は本部長から委任を受けた支部長が招集する。

2 支部総会の招集は、支部総会の目的である事項、日時及び場所を記載した書面（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条第2項に規定する電磁的記録によるものを含む。）により、開催日の1週間前までに正会員に対してその通知を発しなければならない。

### 3. 当該臨時総会等への出席者は以下の通りとする。

- ① 渋谷支部に所属するすべての正会員
- ② 当該正会員が法人である場合にはその代表者1名
- ③ 総会議事運営規程第10条にかかわらず総会当日出席者に顔写真付きの身分証明書の提示を求め本人以外は出席を認めない。(傍聴は認めない)  
なお、顔写真付きの身分証明書を所持していないものは、健康保険証等の提示を求め東京都本部総務委員長が本人であることを確認した場合に出席を認める。

<支部組織運営細則>

(構成)

第5条 当本部支部に支部総会を置く。

2 支部総会は、当該支部に所属するすべての正会員(当該正会員が法人である場合にはその代表者1名)をもって構成する。

<総会議事運営規程> ※東京都本部規程を支部は準用することとなっている。

(入場)

第10条 代議員が総会議場に入場するときは、当本部が通知文発送に使用した封筒の原本を受付にて呈示するか、顔写真付の身分証明書を総務委員長又はその指定する者に呈示し、当本部が受付で配付する胸章を装着しなければ入場することができない。

2 前項の顔写真付の身分証明書を忘れた場合、出席代議員2名の署名がある本人証明書を身分証明書に代えることができる。

### 4. 開催日は令和5年8月2日(水)、会場は全日東京会館2階とする。

- ・ 13時00分 受付開始
- ・ 13時30分 全日総会開会
- ・ 全日終了後 保証選挙会開会
- ・ 保証終了後 TRA総会開会
- ・ TRA終了後 日政連大会開会

## 5. 議長、副議長及び議事録署名人

支部組織運営細則第5条3項、及び総会議事運営規程第3条にかかわらず、当該臨時総会の議長及び副議長は、本部長が指名する東京都本部の理事2名が務めることとする。

また、議事録署名人は支部組織運営細則第14条2項にかかわらず、議長が指名する東京都本部総務委員2名とする。

### <支部組織運営細則>

#### (構成)

第5条 当本部支部に支部総会を置く。

2 支部総会は、当該支部に所属するすべての正会員(当該正会員が法人である場合にはその代表者1名)をもって構成する。

3 支部総会の議長は、その支部総会において、出席正会員の中から選出する。

### <総会議事運営規程> ※東京都本部規程を支部は準用することとなっている。

#### (議長等の選出方法)

第3条 規則第10条第2項に定める議長並びに副議長については、幹部会の決議を経て、当本部理事会において候補者を推薦する。

2 前項の他に、議長及び副議長に立候補しようとする当本部代議員(以下、「代議員」という。)は、あらかじめ総会開催の3日前までに、代議員5名以上の推薦状を添付し、書面をもって立候補の届出を本部長にしなければならない。総会開催の3日前が土曜、日曜、祝日にあたるときは、その前日を届出の期限とする。

3 第1項もしくは第2項による議長及び副議長の候補者については司会者が総会に提案し、本規程第24条を準用し採決する。

4 総会において議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を行う。

### <支部組織運営細則>

#### (議事録)

第14条

2 議事録は、議長及びその支部総会において選任された議事録署名人2名以上がこれに署名(電子署名を含む。)又は記名押印するものとする。

## 6. 決議事項及びその取扱いは以下のとおりとする。

### <第1号議案 支部長候補者選出に関する件>

- ① 支部長候補者の立候補は以下のとおり取り扱うこととする。

支部長候補者になろうとする者は、渋谷支部組織運営規程第4条1項にかかわらず、東京都本部事務局へ渋谷支部正会員20名の推薦状を添えて、7月18日17時00分までに立候補する意思を書面で届け出なければならない。ただし、総会当日に立候補することが必要であることとする。なお、支部役員会の推薦は認めないこととし、下記の立候補資格を充たしていることが必要であることとする。

また、支部長候補者立候補の公示を7月10日に東京都本部HPに掲載することとする。
- ② 採決にあたっては、以下のとおりとする。
  - A 渋谷支部組織運営規程第5条2項の定めにより、議決権の代理行使はできないこととする。
  - B 棄権者を除く当日出席正会員の過半数の賛同を得たものを支部長候補者とする。
  - C 立候補者も正会員として議決権を行使することができることとする。
- ③ 賛同数が同数となった場合は、くじで決することとする。

#### [支部長候補者の立候補資格]

当支部に所属する4年以上の会員歴を有する正会員の代表者であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ①前事業年度までの会費等を完納していないとき。
- ②宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- ③本会から戒告、会員資格の停止又は退会勧告を受けた日から5年を経過しないとき。
- ④宅地建物取引業法第64条の9の規定により公益社団法人不動産保証協会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え(仮差押えを除く。)があるとき。
- ⑤前年度に実施された指定研修(公益社団法人不動産保証協会の法定研修会等)を履修していないとき。
- ⑥選任時において満76歳以上であるとき。
- ⑦指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。
- ⑧役員経験が本部・支部合算で4年以上ないとき。
- ⑨東京都本部役員資格審査委員長が本部長に役員候補者名簿を提出する日を基準として、過去5年間のうちに当本部による綱紀処分を科されているとき。

<渋谷支部組織運営規程>

(立候補)

第2条 支部長候補者及び支部監事に立候補する者は支部総会当日に立候補の申出を行わなければならない。

(立候補の資格)

第4条 支部長候補者になろうとする者は、当支部に所属する会員歴4年以上の正会員であり、20名の推薦状、または、支部役員会の推薦を受けて、支部総会開始60日前までに立候補する意思を支部事務所に書面で届け出なければならない。

<渋谷支部組織運営規程>

(選挙の方法)

第5条 支部長候補者及び支部監事選挙方法は、支部総会の決議による。

2 支部総会に出席できない正会員は、支部長候補者及び支部監事選出に関する議案については、議決権の代理行使及び書面による議決権の行使をすることができない。

<第2号議案 支部監事選任に関する件>

- ① 渋谷支部組織運営規程第2条1項により、当日立候補により臨時総会にて選任されたものが支部監事となる。ただし、下記の立候補資格を充たしていることが必要であることとする。

支部監事立候補の公示を7月10日に東京都本部HPに掲載することとする。

- ② 支部組織運営細則別表に定める支部監事の定数は2名とする。

- ③ 採決にあたっては、以下のとおりとする。

A 渋谷支部組織運営規程第5条2項の定めにより、議決権の代理行使はできないこととする。

B 棄権者を除く当日出席正会員の過半数の賛同を得たものを支部監事とする。ただし、2名の定数を超える立候補者がいた場合は、上述の過半数の賛同を得たうえで、かつ、賛同数上位2名を支部監事とする。

C 立候補者も正会員として議決権を行使することができることとする。

- ④ 賛同数が同数となった場合は、くじで決することとする。

[支部監事の立候補資格]

当支部の正会員であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ①前事業年度までの会費等を完納していないとき。  
②宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。  
③本会から戒告、会員資格の停止又は退会勧告を受けた日から5年を経過しないとき。  
④宅地建物取引業法第64条の9の規定により公益社団法人不動産保証協会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え(仮差押えを除く。)があるとき。  
⑤前年度に実施された指定研修(公益社団法人不動産保証協会の法定研修会等)を履修していないとき。  
⑥選任時において満76歳以上であるとき。  
⑦指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。  
⑧役員経験が本部・支部合算2年以上ないとき。  
⑨選任時の支部総会開催日を基準として、過去5年間のうちに当本部による綱紀処分を科されているとき。

<渋谷支部組織運営規程>

(立候補)

第2条 支部長候補者及び支部監事に立候補する者は支部総会当日に立候補の申出を行わなければならない。

<支部組織運営細則 別表>

支部監事の定数 2名以上3名以内

<渋谷支部組織運営規程>

(選挙の方法)

第5条 支部長候補者及び支部監事の選挙方法は、支部総会の決議による。

2 支部総会に出席できない正会員は、支部長候補者及び支部監事選出に関する議案については、議決権の代理行使及び書面による議決権の行使をすることができない。

**<第3号議案 東京都本部理事候補者3名選出に関する件>**

【全日・保証3名】【TRA2名】【日政連4名】

- ① 渋谷支部臨時総会の決議を経て選出された渋谷支部の東京都本部理事候補者を理事とする。（東京都本部総会でその旨の承認がなされている。）なお、東京都本部資格審査委員会の要件を充たすことが条件となる。
- ② 採決にあたっては、以下のとおりとする。
  - A 当日提案となるため議決権の代理行使はできないこととする。
  - B 棄権者を除く当日出席正会員の過半数の賛同を必要とする。

**<役員候補者選出規程>**

（選出方法）

第2条 当本部理事（以下「理事」という。）候補者は、支部総会の決議により、正会員（法人にあってはその代表者）のうちから適任者を推薦し、役員資格審査委員会の審査を経て選出する。

**※「東京都本部代議員21名選出に関する件」の取り扱いについて**

- ① 「東京都本部代議員21名選出に関する件」については、代議員選出規程第25条の選挙期日を過ぎているため本臨時総会では決議事項としない。  
なお、本年度（令和5年度）に東京都本部代議員に立候補した渋谷支部代議員立候補者42名については、東京都本部代議員として選出されていないこととなる。
- ② 渋谷支部への割当である、東京都本部代議員21名及び総本部代議員10名は欠員となるため、代議員選出規程第6条1項及び第27条1項に則り、令和6年度の渋谷支部定時総会において当該欠員の補欠選挙を行うこととする。なお、代議員選出規程第6条3項及び第27条2項により、代議員選出規程に則り実施することとなる



<代議員選出規程>

(補欠選挙)

第6条 定款第14条第7項本文に規定する代議員選挙を実施した翌年の事業年度の開始の日の1か月前において代議員が欠け、又は代議員の員数が欠けている場合において、定款第15条の規定により補欠の代議員を選挙していないときは、当該欠員について、補欠選挙を行うことができる。

2 前項に規定する補欠選挙を実施する場合は、あらかじめ地方本部代議員選挙管理委員会は代議員選挙管理委員会に届け出るものとする。

3 第1項の補欠選挙及び定款第15条第1項に規定する補欠の代議員選挙は、この規程に準じて実施しなければならない。

(選挙の方法) ※第30条による読み替え反映

第12条 地方本部代議員選挙の方法は、支部総会の決議による。

2 地方本部代議員の立候補者数が、当該支部において選出すべき地方本部代議員の定数を超える場合には、投票による決議を行わなければならない。

(選挙の実施)

第22条 地方本部代議員を選出するための地方本部代議員選挙は、当該地方本部の支部に所属する正会員で構成する支部総会又は次条に定める選挙会（以下「支部総会等」という。）において実施する。

(選挙期日)

第25条 地方本部代議員選挙を実施するための支部総会等は、基準日から75日以内に開催する。(期限：5月15日まで)

(補欠選挙)

第27条 定款第14条第7項本文に規定する代議員選挙を実施した翌年の事業年度の開始の日の1か月前において地方本部代議員が欠け、又は地方本部代議員の員数が欠けている場合において、地方本部の組織及び運営に関する規則第8条の規定により補欠の地方本部代議員を選挙していないときは、当該欠員について、補欠選挙を行うことができる。

2 前項の当該欠員についての補欠選挙及び地方本部の組織及び運営に関する規則第8条の規定による補欠の地方本部代議員選挙は、この規定に準じて実施しなければならない。

(選挙の方法)

第30条 第4章の規定は、第21条を除き支部総会において地方本部代議員を選挙する場合に準用する。この場合において、「代議員」とあるのは「地方本部代議員」と、「地方本部総会」とあるのは「支部総会」と、「当該地方本部」とあるのは「当該支部」と、それぞれ読み替える。

## **7. 事前質問及び当日質疑等について**

今回の決議事項は人事案件であるため事前質問及び当日質問は受け付けない。  
なお、支部長候補者立候補者については、所信表明の時間を設ける予定である。

## **8. 司会者について**

司会者については東京都本部総務委員長とする。

## **9. 本方針の通知等について**

本方針は、清水修司渋谷支部長に通知するとともに、東京都本部HPに掲載することにより周知することとする。

なお、渋谷支部正会員へは本方針の概要を示し開催通知とともに通知する。

## **10. 総会運営事務等**

臨時総会の運営事務については、本部長の指示により東京都本部事務局が実施することとし、必要な事務の処置は、その都度、本部長より指示をする。

なお、通知や議案書の印刷及び発送費用等、当該臨時総会開催にかかる費用は渋谷支部において負担することとする。

## **11. その他**

今回の臨時総会の実施にあたり、誹謗中傷等の書面等を会員または役員等に発するなどの行為は固く禁ずる。

以上